

佐 本 交 企 発 第 1 2 号
佐 本 交 指 発 第 1 0 号
佐 本 規 制 第 2 1 号
佐 本 運 免 第 2 8 号
令 和 5 年 1 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

有 効	令和15年3月31日まで
企画第一係	

交 通 部 長

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について(通達)

令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）については、道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和4年政令第390号）により、令和5年4月1日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第391号）、道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和4年内閣府・国土交通省令第7号）、道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第21号）及び交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件（令和4年国家公安委員会告示第53号）が令和4年12月23日に公布され、令和5年4月1日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、特定自動運行に係る許可制度に関する規定、遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定、自転車に乗車する者に対する乗車用ヘルメットの着用に係る努力義務に関する規定等の整備に関するものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。